平成２６年（フ）第２２３号
愛知県清須市西田中本城130番地　メゾン本城403、前住所岐阜市宇佐南１丁目１番７号ミカサプレスセンター
債務者　堀田　洋三
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　博史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６１号
愛知県岡崎市森越町字山王14番地１　シャルムビーングＡ―202
債務者　若杉　昌輝
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香川　広志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
堺市中区大野芝町307　エクセル大野芝203号、住民票上の住所堺市中区深井北町48番地10
債務者　竹下　　清
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野矢　伴岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
岡山県倉敷市笹沖74番地３マンションみふね303号、申立時の住所大阪府松原市新堂３丁目５番18号
債務者　田中　克己
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野矢　伴岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７１号
大分市原新町18番24号　豊国スカイマンション大分1102
債務者　熊谷　　司
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
京都府福知山市字岡ノ57番地
債務者　土佐　義徳
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第４２２号
堺市南区原山台４丁８番１―101号
債務者　篠田　茂樹
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嵩原安三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地Ｂ―137
債務者　石橋　一憲
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤亜希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
福井市二の宮４丁目31番13号　ファミーユ黒葉Ⅱ205号
債務者　榎　　智洋
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
秋田県横手市黒川字落合116番地、居所仙台市宮城野区小鶴１―21―15　２階
債務者　柴田　千吉
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第２００号
石川県野々市市菅原町11番15号　クレステート菅原305号室、従前の住所金沢市上荒屋６丁目485番地
債務者　橋本　隆雄
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３０号
岐阜県高山市七日町２丁目217番地１
債務者　麦ばたけこと　東　　正行
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
岐阜市粟野西８丁目302番地
債務者　中野　哲也
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内沙絵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４７４号
埼玉県北本市西高尾６丁目179番地１　フレグランス西高尾Ａ―102
債務者　君島　　昭
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６０５号
さいたま市浦和区岸町１丁目９番６号
債務者　諸橋　　剛
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松２丁目２番12号　パストラル関根105
債務者　崎山ひとみ
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係